

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 御中

知的財産戦略本部 コンテンツ専門調査会  
デジタルコンテンツ・ワーキンググループへの提案事項（意見）

2005年11月15日

民間研究団体 知的財産国家戦略フォーラム  
（代表 成蹊大学教授 安念 潤司）

民間研究団体、知的財産国家戦略フォーラムは標記につき、下記のとおり意見を表明する。

記

**意見1：著作権法改正の取り組みを迅速に行うべきである**

次の著作権法改正まで数年かかるという報道もあるが、IT（情報技術）の進歩などを見ると、実体社会の進展が速いので迅速に対応するべきである。我が国にとって著作権を活用したビジネス振興を図るために、現行著作権法にはどのような課題が残されているのか精査し、課題解決への議論を迅速に進めることが重要である。

著作権法を改正するかどうかではなく、まず実体社会と法の枠組みに齟齬が生じていないかどうかを調べる取り組みが重要であり、改正の必要性がある場合は、迅速に対応するべきである。

**意見2：著作権を使用前の許諾制度から、使用後の請求制度へ転換すべきである**

クリエイターが創作活動を行う際に、事前に著作権の許諾を得る現在のシステムはコストや時間がかかりすぎるきらいがある。また、クリエイターにとって精神的にも肉体的にも負担が大きいため、創作活動にも大きな支障が出ている。事後に適正価格を支払えば済む請求制度を取り入れれば、創作活動への好影響だけでなく、さまざまなコンテンツビジネスの振興にもつながっていくだろう。制度を転換するべきである。

### **意見 3：著作権の登録制度の導入を検討すべき**

著作権の事後の賠償請求を行いやすくするためには、著作権の登録制度を導入すべきではないか。役所に機関を設けるのではなく、民間機関に委託してネット上で簡便に登録できるシステムが望ましい。アメリカのクリエイティブ・コモンズが 2003 年 4 月から実施している「建国時代の著作権」などの動きも参考になる。